



相談コーナー

1月15日～
2月14日

相談は無料ですので、
お気軽にお越しください。

*印のある相談は市内在住の方のみが対象です。

相談内容 / 問合せ先	開催日	時間	場所
人権なんでも相談* 人権擁護委員が相談に応じます。 ※申込不要 大津地方法務局 甲賀支局総務係 ☎62-1828 ☎62-1748	2月2日(火) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 2月・3月の特設相談は中止します。 なお、法務局職員による人権相談を行っています。 (相談電話 62-1482 / 平日8時30分～17時15分) 2月12日(金)		甲南公民館(忍の里プラザ) 信楽開発センター
結婚相談(婚活支援) 結婚相談員が相談に応じます。*申込不要 ●持ち物/顔・全身が写った写真1枚 政策推進課 市民活動推進室 ☎70-2595 ☎70-6046	1月16日(土) 2月 6日(土)	13時～16時	まちづくり活動センター 「まるーむ」
生活・仕事の相談(生活支援窓口)* 生活の不安や仕事などの心配に関する相談に応じます。 ※申込不要 ●対応者/相談支援員、就労支援員 生活支援課 生活支援係 ☎69-2158 ☎63-4085	毎週月～金曜日 (祝日除く)	8時30分～ 17時15分	市役所 生活支援課 生活支援窓口
行政相談 医療保険・年金・雇用・道路のことなどへの相談・意見などを 受け付けます。 ※申込不要 ●対応者/行政相談委員(総務省委嘱) 滋賀行政監視行政相談センター ☎077-523-1100	1月15日(金) 1月20日(水) 2月 5日(金) 2月 8日(月) 2月12日(金)	13時30分～ 15時30分	甲南情報交流センター(忍の里プラザ) 信楽開発センター 土山地域市民センター 水口社会福祉センター かふか生涯学習館
消費生活相談 消費生活における契約や商品などに関する相談に応じます。 ●対応者/消費生活相談員 消費生活センター ☎69-2147 消費者ホットライン 局番なしの188(イヤヤ)	毎週月～金曜日 (祝日除く)	9時～17時	市役所 1階 消費生活センター
年金相談 ●相談員/草津年金事務所職員 ※要予約・先着順 草津年金事務所 ☎077-567-1311(予約専用) ☎077-562-9638(予約専用)	3月11日(木) 5月13日(木) ※隔月開催	10時～15時	水口社会福祉センター 2階 中会議室
税務相談 税理士が、税務相談に応じます。 ●定員/先着6人(1人30分) ※要予約 公益社団法人水口納税協会 ☎62-1151 ☎63-0173	2月10日(水)	13時30分～ 16時30分 (受付16時まで)	水口納税協会 3階 会議室
学齢期相談 学齢期(小学生～高校生頃)のお子さん、保護者、ご家族の 相談窓口です。 学校のこと、生活のこと、子育てのこと、一緒に考えましょう。 ●対応者/学齢期相談員 子育て政策課 子育て政策係 ☎69-2176 ☎69-2298	毎週月・木・金曜日 (祝日を除く)	8時30分～ 17時15分	市役所 2階 子育て政策課
育ちと学びの相談* 発達や教育、こころの悩みなどの相談 ※電話・FAXで相談の予約をしてください。 ●対象/おおむね4歳以上の幼児、小・中・高校生～青年期の方(25歳ごろまで) ※おおむね4歳までのお子さんの相談はすこやか支援課(☎69-2169)にお問い合わせください。 発達支援課 ☎69-2179 ☎69-2298(受付時間 9時～17時)			園や学校、市役所など
青少年悩みごと相談* 不登校、いじめ、非行、不良行為、交友関係、就労・就学などの相談 ※月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の9時～16時、電話・ Eメールでも相談に応じます。	少年センター(水口中央公民館別館2階) ☎62-6010 ☎63-3977 ✉k-syonen@city.koka.lg.jp		

生活の困りごとをいっしょに考えます

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください

生活支援課に開設している「生活支援窓口」では、生活に不安を抱えている方の相談を受け付けています。ひとりで悩まず、複雑・深刻化する前に、来所または電話で気軽に相談してください。来所が難しい場合は、相談支援員が訪問します。



生活支援窓口 ☎69-2158

受付時間：8時30分～17時15分
(土日祝日・年末年始は休み)

相談から支援までの流れ

●こんなことで困っていませんか

- ・働く意欲はあるけれど、自信がない
- ・家賃が払えず、部屋を出なければならない
- ・家計のやりくりができない
- ・自宅にひきこもりがちの家族がいて、将来が心配



●まずは、生活支援窓口へ

相談支援員が困りごとや悩みごとに寄り添ってどうしたらよいか一緒に考えていきます。

- 1 困りごとや不安をお話してください。
- 2 相談内容を整理し、適切な対応方法を検討します。
相談の内容によって、必要な情報の提供や適切に対応できる他の専門機関につなげます。
- 3 生活の状況と課題を一緒に整理します。
- 4 自立のための解決策(プラン)を一緒に考えます。
- 5 支援プランに基づき解決に向けた支援を行います。
- 6 継続した支援を行います。
定期的に連絡をとり、必要な支援を継続します。困りごとが解決した後も安定した生活ができるようサポートします。

生活の困りごとの解決に向けて、状況に応じた支援メニュー

住居確保給付金の支給

離職や、やむを得ない休業等で収入が離職等と同程度にある方で住居を失った方、失うおそれの高い方に就職に向けた活動を条件に期限付きで家賃相当額を支給します。(所得等要件があります)

家計改善支援事業

家計状況と課題を把握し、自ら家計管理できるように、計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、家計の改善を支援します。

就労準備支援事業

ひきこもりなどで直ちに就労が難しい方に就労に向けた支援や就労体験等の提供を行います。

子どもの学習支援事業

学習の支援をはじめ、生活習慣を身につけることや居場所づくりなどの必要な支援を行います。

一時生活支援事業

住まいを持たない方に対し、一定期間宿泊場所を提供します。(所得等要件があります)

LINE生活相談

生活に不安を抱えている方が気軽に相談できるよう、LINEによる相談を始めました。

- 対象 市内在住者
 - 相談方法 二次元コードを読み取って友達追加し、メッセージを送ってください。
- ※いつでもご相談いただけますが、17時15分以降の相談への返信は後日になります。



問合せ 生活支援課 生活支援係 ☎69-2158 FAX 63-4085